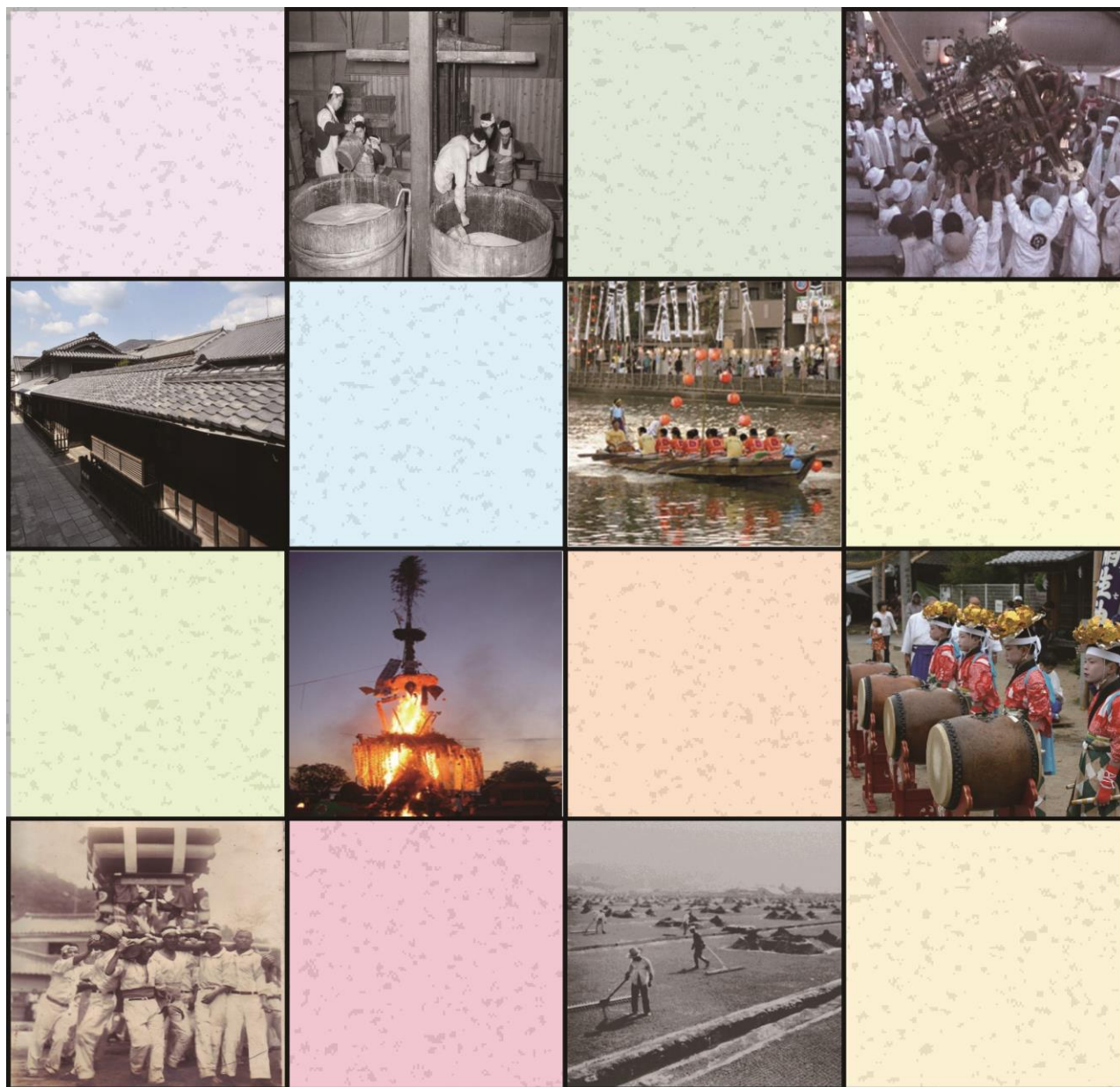


竹原市歴史的風致維持向上計画



令和3年（2021）3月

竹原市

計画策定にあたって

本市は、近世に先人が賀茂川河口の竹原湾を干拓し、潮の満ち引きを利用した入浜式塩田を導入すると、全国有数の製塩地として発展しました。製塩を基盤として酒造業や廻船業などの多角経営で財を成した富裕層が、その財を投じ、意匠に優れた建造物を構え、町並みを形成しました。



昭和57年(1982)に、重要伝統的建造物群保存地区に選定されたこの町並みには人々が暮らし、伝統産業である酒造業や、住吉祭や蒲団太鼓などの伝統行事が継承され、歴史的な風情を醸し出しています。

ここを訪れる人は、昔の風情が残る空間に、懐かしさや癒しを体感し、感動されます。その感動は、町並みを継承してきた住民の保存活動を勇気付け、保存・継承への気運を醸成するなど、住民の皆様と来訪者の相乗効果が町並みの保存に繋がっています。

このように住民の皆様が守り続けた景観や風情を活かしたまちづくりを推進するため、市では「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称：歴史まちづくり法)の施行を契機として、町並みの付加価値を高め、無二の財産を後世に継承する視点から竹原市歴史的風致維持向上計画を策定しました。

本計画の理念や方向性を市民の皆様と共有する中で、本市の目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現と、町並み保存地区を後世に継承し、“歴史と文化のまち 竹原”の更なる飛躍を目指してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました竹原市歴史的風致維持向上計画協議会の委員の皆様方をはじめ、貴重な資料や情報の提供などご協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成24年(2012)4月

竹原市長 小坂 政司

～目次～

はじめに	1
0-1 計画策定の背景	1
0-2 計画策定の意義	1
0-3 計画策定の体制及び経過	1
(1) 計画策定の体制	1
(2) 庁内の連携体制	5
(3) 計画策定の経過	5
第1章 竹原市の歴史的風致形成の背景	7
1-1 自然的環境	7
1-2 社会的環境	8
1-3 歴史的環境	12
(1) 竹原市の歴史	12
(2) 竹原塩田の繁栄	19
(3) 竹原市の歴史に関わる主な人物	26
1-4 指定文化財の分布状況	30
(1) 指定文化財の概況	30
(2) 国指定文化財（建造物）の状況	31
(3) 重要伝統的建造物群保存地区の状況	32
(4) 登録有形文化財（建造物）の状況	32
(5) 県指定文化財（史跡）の状況	33
(6) 市指定文化財（建造物）の状況	33
(7) その他指定文化財（建造物以外）の状況	35
1-5 指定文化財以外の文化財や伝統行事等の状況	36
(1) 神明祭（神明さん）	36
(2) 郷賢祠（竹原市史跡）例大祭	38
第2章 竹原市の維持及び向上すべき歴史的風致	40
2-1 製塩を基盤とした港・商業の発展にみる竹原の歴史的風致	40
(1) 商業町の発展と磯宮の祭礼にみる歴史的風致	40
(2) 港の発展と住吉祭にみる歴史的風致	51
2-2 酒造りにみる歴史的風致	62
2-3 葡萄にみる歴史的風致	75
2-4 高崎神明祭にみる歴史的風致	82
2-5 福田町の秋祭り（福田のししまい）にみる歴史的風致	86
2-6 田万里八幡神社当屋祭にみる歴史的風致	90
2-7 忠海祇園祭にみる歴史的風致	97

第3章 竹原市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	----- 107
3-1 竹原市の歴史的風致を取り巻く課題	----- 107
(1) 歴史的な町並みや建造物の保存に関する課題	----- 107
(2) 伝統行事等の継承に関する課題	----- 109
(3) 歴史的な町並みや建造物の周辺環境に関する課題	----- 110
(4) 歴史資料の保存・研究・展示に関する課題	----- 113
3-2 総合計画等歴史的風致の維持及び向上に係る既往計画	----- 114
(1) 第5次竹原市総合計画	----- 114
(2) 竹原市都市計画マスタープラン	----- 117
(3) 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画	----- 121
(4) 外国人目線で作る竹原ブラッシュアップアクションプラン	----- 122
3-3 竹原市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	----- 123
(1) 歴史的な町並みや建造物の保存に関する方針	----- 123
(2) 伝統行事等の継承に関する方針	----- 125
(3) 歴史的な町並みや建造物の周辺環境に関する方針	----- 125
(4) 歴史資料の保存・研究・展示に関する方針	----- 126
3-4 計画実施の方法	----- 127
第4章 重点区域の位置及び区域	----- 129
4-1 重点区域の位置	----- 129
4-2 重点区域の範囲及び区域	----- 130
(1) 重点区域の範囲	----- 130
(2) 重点区域の区域	----- 132
(3) 重点区域の歴史的風致の維持向上の効果	----- 133
第5章 重点区域の景観形成に関連する措置	----- 134
5-1 都市計画との連携	----- 134
5-2 景観計画の活用	----- 136
5-3 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例による措置	----- 136
5-4 屋外広告物の規制	----- 137
第6章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項	----- 139
6-1 文化財の保存又は活用に関する事項	----- 139
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針及び具体的な計画	----- 139
(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する方針及び具体的な計画	----- 140
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画	----- 141
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画	----- 142
(5) 文化財の防災に関する方針及び具体的な計画	----- 143
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画	----- 144
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針及び具体的な計画	----- 146

(8) 文化財の保存・活用に係る竹原市及び竹原市教育委員会の体制と方針 -----	147
(9) 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等の各種団体の状況と今後の体制整備の方針 及び具体的な計画 -----	147
6-2 歴史的風致維持向上施設又は管理に関する事項 -----	149
(1) 基本的な考え方 -----	149
(2) 歴史的風致の維持及び向上に資する事業 -----	150
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 -----	166
7-1 歴史的風致形成建造物の指定 -----	166
(1) 歴史的風致形成建造物の指定方針 -----	166
(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準 -----	166
(3) 歴史的風致形成建造物の指定の対象 -----	166
7-2 歴史的風致形成建造物 -----	167
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 -----	168
8-1 基本的な考え方 -----	168
8-2 個別的事項 -----	168
(1) 国の登録文化財及び県・市の指定と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針 -----	168
(2) その他の歴史的風致形成建造物の管理の指針 -----	168
8-3 届出不要の行為 -----	169
参考文献 -----	170